明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（九三）　七
○公職選挙法の一部を改正する法律（九四）　八
○衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（九五）　三六
○国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（九六）　四四
○地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（九七）　四四
○私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（九八）　四五
○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（九九）　四六
○自衛隊法等の一部を改正する法律（一〇〇）　五五
○財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（一〇一）　五六
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（一〇二）　五六

〔政令〕

○検疫法施行令の一部を改正する政令（二七八）　五七
○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（二七九）　五七

〔告示〕

○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件（総務四〇三）　五八
○地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件の一部を改正する件（同四〇四）　五八
○検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する件（厚生労働五七二）　五八

本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第九三号）

（国会）

1　この法律の施行の日から国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間における各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費については、国会法第三五条の規定にかかわらず、歳費月額から、歳費月額に二〇パーセントを乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。

2　1に定める期間における各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に二〇パーセントを乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。

3　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

4　平成二四年五月から平成二六年四月までの特例期間経過後における各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当については、当該特例期間が経過するまでの間に、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとした。

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第九四号）（総務省）

1　参議院選挙区選出議員の選挙区の定数の改正

参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めることとした。（別表第三関係）

選挙区	議員数
福島県	二人（改正前四人）
神奈川県	八人（改正前六人）
岐阜県	二人（改正前四人）
大阪府	八人（改正前六人）

2　検討

平成二八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、人口較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとした。（附則第三項関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

4　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によることとした。

◇衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（法律第九五号）（総務省）

一　趣旨（第一条関係）

この法律は、衆議院の小選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二二年の国勢調査の結果に基づく衆議院の小選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各小選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものとした。

二　公職選挙法の一部改正（第二条関係）

1　衆議院議員の定数の削減

衆議院議員の定数を四七五人（改正前四八〇人）とし、小選挙区選出議員を二九五人（改正前三〇〇人）とすることとした。（第四条第一項関係）

2　衆議院の小選挙区

衆議院の小選挙区は、別に法律で定めるものとした。（第一三条第一項関係）

三　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正（第三条関係）

各都道府県の区域内の衆議院の小選挙区の数について、いわゆる「一人別枠方式」を廃止することとした。（第三条第二項関係）